

意見書案第 1 号

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として 1979 年に国連で採択され、日本は 1985 年に批准しています。この条約の大きな特徴は、締結した国に対して、「法律上の差別」だけでなく「事実上の差別」をなくし、さらに、積極的に男女平等を促進するような政策を行うことを求めている画期的な内容となっています。

1999 年には、この条約の実効性を高めるために、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが委員会に直接申し立てできる「個人通報制度」と委員会による「調査制度」が保障され、委員会は申し立てを検討して「見解」を発表するというものです。現在、条約締約国 189 カ国中 115 カ国が批准していますが、日本はいまだに批准していません。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数 2023」において、日本は 146 カ国中 125 位と世界最低のレベルです。コロナ禍において、日本女性のあらゆる分野でのジェンダー不平等の実態が顕在化し、現状を打開し解決していくことは急務となっています。

政府の第 5 次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とし、選択議定書については「早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府はこの立場に立ち、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、選択議定書の批准を重ねて勧告しています、国内においても現在、早期批准を求める意見書は滋賀県議会も含め、200 以上の地方自治体で採択されています。

よって国会および政府におかれては、個人通報制度受入れに当たっての我が国の司法制度や立法政策における課題や実施体制等の検討課題について議論を深め、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月25日

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛

法務大臣 宛

外務大臣 宛

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 宛

長浜市議会議長